



# やましな通信 9月号

2018年

やましな訪問看護リハビリステーション  
WWW://yamashina-ho.com/ ☎ 050-6865-7757



連載  
年金講座第2回

## 「カラ期間」を加えて晴れて受給に至ったケース



先月号では「カラ期間」とみなされる代表的な例を9つご紹介しました。これから一つ一つの例を具体的にみていくことにします。今回は、次の2例を取り上げます。

1. 国民年金に任意加入できる期間のうち被保険者にならなかった期間で、昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間

- ① 厚生年金保険、船員保険及び共済組合の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間で20歳以上60歳未満の期間
- ② 被用者年金制度等から支給される老齢（退職）年金受給権者とその配偶者、老齢（退職）年金の受給資格期間を満たした人とその配偶者、障害年金受給権者とその配偶者、遺族年金受給権者で国民年金に任意加入しなかった期間で20歳以上60歳未満の期間

昭和61年4月からは、国内に住所を持つ者はすべて国民年金に加入することが義務づけられましたが、それ以前は任意加入ができる人たちがいました。その人たちが、国民年金に未加入だった期間は、「カラ期間」とみなす、という例です。つまり年金額には反映されないが、受給権を得る為の期間としては勘定に入れるということです。こうした、任意加入できる人たちが未加入だった期間をカラ期間とする代表例が①と②です。

①はいわゆるサラリーマンの妻であった時期のことです。昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間に、サラリーマンの妻であった方で、20歳から60歳までの間がカラ期間として合算されず、具体的な事例を見てみましょう。

### 事例①

奥様は結婚前の5年間と50歳代に3年間の会社勤めがあり、加入年数の合計は8年で、短縮となった10年支給要件の期間も満たすことができず無年金とあきらめていました。しかし、カラ期間を見直したところ、結婚退職後、ご主人が会社勤めをされていた4年間が見つかり、加入年数と合わせて12年となり、10年の受給条件を満たして晴れて年金が受給できることになりました。

裏面に続く

## 「やましな」おすすめのお店

### お蕎麦屋さん 長寿庵【ちょうじゅあん】

創業40年余年、鎌ヶ谷駅から徒歩3分、船取・我孫子線沿いにあるお蕎麦屋さん「長寿庵」のご紹介です。気さくなご夫妻が営まれるお店には、昼時には老若男女のお客さんで賑わいます。おすすめは、ボリュームたっぷりでお値段もリーズナブルな丼物とお蕎麦のセット。かつ丼または牛丼のセットで700円、天丼セットで800円(税別)で、とってもオトク。ちょっとお財布が温かい時には「上かつ重」をオーダーします。上かつ重は、やわらかい豚カツにさらに卵がのっていて味もしっかり。これで950円とお財布にもやさしい価格です。食事を終えてお会計の時にはおかみさんの『まいどさんです〜』という一言でお腹と心を満たされ、午後またがんばろー、という気にさせてくれます。みなさんも機会があればぜひ一度足を運んでみてはいかがでしょうか。

MK

お店：「長寿庵」鎌ヶ谷市道野辺本町2-7-7 Tel. 047-445-7632  
テーブル席4卓, 小上がり2卓, 駐車場(3台分あり)  
営業時間：11:00~15:00 現在はお昼の時間帯のみ営業  
定休日：水曜日



鎌ヶ谷駅から船橋方向に歩いて3分、船取り線沿いにあるお店。駐車場は2軒隣の空き地に3台分



ボリュームたっぷりカツ丼セット、これで700円(税別)とはオトク

ちょっぴりお財布が温かい時には上かつ重950円(税別)

表面から続く

このご夫妻の年金記録を表にしてみました。



夫 77歳

|         |     |            |     |     |        |  |
|---------|-----|------------|-----|-----|--------|--|
|         |     | S.61.4 60歳 |     | 65歳 | H.29.8 |  |
| 厚生年金18年 | 未加入 | 未加入        | 無年金 | 無年金 | 年金受給   |  |

妻 67歳

|        |        |     |         |        |     |      |
|--------|--------|-----|---------|--------|-----|------|
| 結婚     |        |     | 60歳 65歳 |        |     |      |
| 厚生年金5年 | か7期間4年 | 未加入 | 未加入     | 厚生年金3年 | 無年金 | 年金受給 |

ご主人の場合は、77歳で若い頃に会社勤めを18年間して退職後国民年金にも加入せず、無年金でしたが、今回受給要件が10年に短縮されたことにより、H.29.8より年金が支給されることになりました。夫婦めでたく年金受給者となった例です。

次は②の事例です。このような事例で一番多いケースは被用者年金制度、つまり厚生年金等の老齢年金の受給資格を満たした人の配偶者であった場合です。例えば、

事例②

現在65歳の奥様は結婚前3年間の会社勤めはありましたが、サラリーマンの妻としてのカラ期間5年とあわせても8年で25年必要な年金とは無縁とと思っていましたが、今回10年に短縮されたことで、ご主人が厚生年金に加入して20年に達した時点で特例で老齢年金の受給期間を満たした時点から（昭和27年4月1日以前に生まれた方は、厚生年金に20年加入したら受給権が発生するという特例があります）S61.4までの2年がカラ期間としてよみがえり、合わせて10年で、H29.8より3年分の厚生年金が支給され、65歳になったH30からは基礎年金と振替加算が受給できるようになりました。振替加算とは、夫が厚生年金に20年以上加入していた場合、奥様が65歳になったときに加算されるもので、加算額は生年ごとに異なりますが、この方の場合には年間64,800円でした。振替加算は、本人が年金の受給権を有していないと支給されないのので、この10年短縮とカラ期間の見直しにより、晴れて支給されることになりました。

夫73歳

|         |     |           |     |     |        |  |
|---------|-----|-----------|-----|-----|--------|--|
|         |     | S61.4 60歳 |     | 65歳 | H.29.8 |  |
| 厚生年金20年 | 未加入 | 未加入       | 無年金 | 無年金 | 年金受給   |  |

妻65歳

|        |        |        |     |     |      |  |
|--------|--------|--------|-----|-----|------|--|
| 結婚     |        |        | 60歳 |     |      |  |
| 厚生年金3年 | か7期間5年 | か7期間2年 | 未加入 | 無年金 | 年金受給 |  |

次号に続く

文責 社会保険労務士 金兵 孝雄

つばさ在宅クリニック永島理事長が講演



7月27日(金)、つばさ在宅クリニックの理事長、永島徳人先生による講演会が、当ステーションの2階の会議室で行われ、やましな側から看護師、理学療法士、作業療法士、総務スタッフが聴講しました。テーマは「訪問診療の役割」と題して、往診医療の実態を、社会的、医療的側面、また、患者やその家族の視点、など様々な角度から、事例を交えて説明していただきました。また、この取組みには、訪問看護や介護などとの連携が不可欠で重要なポイントだと説かれ、スタッフ一同、身の引き締まる思いでお聞きしました。講演のあと、つばさ在宅のスタッフも合流され意見交換するなど、今後連携を深めていく上で大変有意義な研修会となりました。

TEL 050-6865-7757  
 FAX 050-6865-7758  
 MAIL yamashina.houmon@yamashina-ho.com  
 ADDRESS 〒273-0123 鎌ヶ谷市南初富6-5-65



(事業所番号：1262690089)